

南 鉄 第 2 1 号
令和 8 年 8 月 6 日

九 州 運 輸 局 長
日 向 弘 基 殿

住 所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1 5 3 7 番地 2
名 称 南阿蘇鉄道株式会社
代 表 者 代表取締役社長 津留 恒 誉

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書
(第二種鉄道事業に係る)

今般、第二種鉄道事業の旅客運賃を下記のとおり変更したく、鉄道事業法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1 5 3 7 番地 2
南阿蘇鉄道株式会社
代表取締役社長 津 留 恒 誉



2. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

南阿蘇鉄道高森線 高森駅 ～ 立野駅 1 7 . 7 キロメートル

3. 変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

別紙 1 のとおり

4. 変更を必要とする理由

別紙 2 のとおり

5. 添付書類

別紙 3 のとおり

6. 鉄道事業法施行規則第 3 2 条第 4 項に基づき、所定の運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申	請
旅客運賃の計算方法及び適用方法	
第1 運賃の計算方法	
1 旅客運賃に関する通則	
(1) 適用する運賃	
以下に定める額を最高額として、別途定める額とする。	
(2) 運賃制度（対キロ区間制）	
初乗り区間を2キロメートルまでとし、以降2キロメートルまでを増す毎の対キロ区間制とする。	
(3) キロ程の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。	
(4) 運賃計算上使用するキロ程	
旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、南阿蘇鉄道(株)の路線（以下「社線」という。）が同一方向に連続する限り、これを通算する。	
(5) 運賃の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の10円未満の端数は、これを10円に切り上げる。	
（以下、この計算方法を「端数計算」という。）。	
2 普通旅客運賃	
(1) 大人片道旅客運賃	
2キロメートルまで	
240円	
2キロメートルを越え、4キロメートルまで	
290円	
4キロメートルを越え、6キロメートルまで	
350円	
6キロメートルを越え、8キロメートルまで	
410円	
8キロメートルを越え、10キロメートルまで	
460円	
10キロメートルを越え、12キロメートルまで	
510円	
12キロメートルを越え、14キロメートルまで	
560円	
14キロメートルを越え、16キロメートルまで	
620円	
16キロメートルを越え、18キロメートルまで	

申	請
(2) 小児及び幼児の運賃計算方 ア 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、これを端数計算した額とする。 イ 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。 また、乳児の普通旅客運賃は、すべて無賃とする。 (3) 往復普通旅客運賃 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。 3 定期旅客運賃 (1) 1ヶ月定期旅客運賃の計算方 ア 通勤定期旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを3割引きして、端数計算した額とする。 イ 通学定期（高校・大学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを5割5分引きして、端数計算した額とする。 ウ 通学定期（中学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを6割引きして、端数計算した額とする。 (2) 3ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、端数計算した額とする。 (3) 6ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、端数計算した額とする。 (4) 小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。	

申	請
第2 適用方法（適用条件） 1 普通旅客運賃（普通乗車券） (1) 旅客の年齢 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者 （エ）乳児 1才未満の者 イ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 （ア）幼児だけで旅行するとき。 （イ）団体旅客として乗車するとき。 （ウ）団体乗車券以外の乗車券を所持する6歳以上の旅客に随伴されて、2人を超えて旅行するとき。2人を超えた者だけ小児とする。 （エ）幼児が指定を行う座席を使用して旅行するとき。 (2) 有効期間 ア 片道乗車券 1日 イ 有効期間の起算日と初日の時間 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日とし計算し、かつ、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、乗車券を発売した当日から起算する。 (3) 途中下車 途中下車は認めない。旅客が途中駅に下車した場合は、使用乗車券は、前途無効とする。 2 定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年齢 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者	

申	請
(エ) 乳児 1才未満の者 イ 大人を小児とみなして取り扱う場合 有効期間中にその旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。 (2) 発売条件 ア 通勤定期乗車券 常時、社線の区間を乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したとき発売する。 イ 通学定期乗車券 次に掲げる学校（以下、「指定学校」という。）の学生、生徒、児童及び幼児が通学のため、常時、区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を社の指定する発売所に提出したとき又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について発売する。 (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 (イ) 前号以外の学校（修業期間が連続して12ヶ月以上あり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83号の規定によって設立された私立学校（設立認可後1年以上を経過し、修業期間が連続して12ヶ月以上であり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (3) 有効期間及び発売日 ア 有効期間 通勤及び通学定期券 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 イ 発売日及び有効開始日 常時発売するものとし、有効開始の日の前日から発売する。ただし、次の場合は、有効期間前の発売を認める。 (ア) 前日が日曜日、祭日等に当たる場合 その休日の前日から。ただし、有	

効期間の開始日 7 日以内に限る。	
申	請
(イ) 継続購入に場合	1 4 日前から
(ウ) 事業所及び指定学校において一括購入する場合	1 4 日前から
(4) 途中下車及び途中乗車 途中下車及び途中乗車は旅客の任意とする。	
(5) 乗車制限 特に制限しない。	
(6) 乗車回数 特に制限しない。	

- (注) 1 申請欄の事例は参考であり、自社の設定する運賃制度に合致した内容とすること。
- 2 運賃の計算方法、額及び適用方法の基本的内容とする。全文は前途添付。
- 3 上限運賃として申請した場合、認可後、その範囲内で実施する運賃について、別途事前報告を要する。

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申 請	現 行
旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで <u>2 0 0 円</u> 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで <u>2 4 0 円</u> 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで <u>2 9 0 円</u> 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで <u>3 5 0 円</u> 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで <u>4 1 0 円</u> 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで <u>4 6 0 円</u> 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで <u>5 1 0 円</u> 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで <u>5 6 0 円</u> 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで <u>6 2 0 円</u>	旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで 1 8 0 円 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで 2 1 0 円 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで 2 4 0 円 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで 2 9 0 円 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで 3 5 0 円 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで 3 9 0 円 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで 4 3 0 円 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで 4 6 0 円 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで 4 9 0 円

- (注) 1 変更しようとするすべての事項について記載すること。
- 2 現行の計算方法及び適用方法で変更しない項目は、省略。(全文は別途添付)
- 3 部分的な変更事項等については、適宜変更部分にアンダーラインを引き、変更点をあきらかにすること。

変更を必要とする理由

当社は、昭和61年4月より第三セクター鉄道として営業を開始し、現在は地域住民の通勤・通学はもとより、阿蘇観光に欠かせない重要な社会基盤となっています。平成28年に発生した熊本地震により被災し、令和5年4月より第二種鉄道事業者として新たな事業運営体制へ移行し、持続可能な鉄道経営に取り組んでおりますが、平成9年2月実施の運賃改定以降、消費税率の引き上げによるものを除き、運賃改定は実施しておらず、運賃を維持してまいりました。

安全・安定輸送を最優先に、高森駅・立野駅の建替えや新型車両の導入、J R豊肥本線肥後大津駅直通乗り入れ運転の開始などハード面の整備をはじめ、キャッシュレス対応自動券売機や車内タッチ決済、観光列車予約システムの導入、新たな冬季観光列車の運行、広告収入の拡充、アンバサダー任命による沿線のP R活動など、お客さまの利用促進・収入確保と業務効率化に取り組むとともに、あらゆる経費の削減を図りながらも人材確保・定着のために給与制度の見直しを行うなど、懸命の努力を重ねてまいりました。

しかしながら、地方鉄道を取り巻く経営環境は以前にも増して厳しく、沿線人口の減少やモータリゼーションによる社会環境の変化に加え、旅行者の高齢化と旅行形態がマイカー利用へ移行していることによる団体旅行需要の低迷などにより、輸送人員はピーク時の平成6年度の約55%と減少傾向にあります。沿線高校の新学科設立が功を奏し、通学生の需要は回復傾向にあるものの、観光需要は大幅な回復が見込みにくい状況にあります。加えて、資材仕入価格や燃料費、労務費の上昇が続き、経営合理化を進めてもなお、事業規模が限られる地方鉄道においては、一つ一つの設備更新や維持管理費の増加が経営に与える影響は決して小さくありません。また、将来にわたる安全・安定輸送を維持するため若手人材の採用・育成を進めており、職員構成の変化や定期昇給等に伴う人件費の増加も見込まれます。さらに、今後予定している車両更新や設備修繕、安全対策、サービス向上を着実に進めていくためには、継続的な財源の確保が必要となります。

地域の公共交通機関として安全・安心な輸送サービスを維持し、持続可能な鉄道事業を実現するため、当社の更なる経営努力を前提としたうえで、運賃改定により得られる収入を、安全対策、旅客設備の改善及び維持管理、観光需要へのサービス向上、また人材確保と処遇改善へ重点的に活用し、将来にわたり地域の皆様に安心してご利用いただける鉄道サービスの提供に努めてまいります。

添 付 書 類

	頁
1 旅客運賃変更要領書	(1)
2 実測換算中心キロ程表	(5)
3 営業キロ程表	(6)
4 申請運賃一覧表	(7)
5 現行・申請運賃一覧表（普通）	(11)
6 駅間旅客運賃表（普通）	(14)
7 旅客運賃の計算方法及び適用方法	(18)
8 収入原価総括表	(28)

1. 旅客運賃変更要領書

種 別		現 行	申 請	
普 通 旅 客 運 賃	制 度	対キロ区間制	現行通り	
	営業キロの 計算	1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満の端数は、これを 1 ｷﾛﾒｰﾄﾙに切り上げる。	現行通り	
	運賃計算方	大人片道旅客運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 1 8 0 円 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 2 1 0 円 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 2 4 0 円 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 2 9 0 円 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 0 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 3 5 0 円 1 0 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 3 9 0 円 1 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 4 3 0 円 1 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 4 6 0 円 1 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで 4 9 0 円	大人片道旅客運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>2 0 0 円</u> 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>2 4 0 円</u> 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>2 9 0 円</u> 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>3 5 0 円</u> 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 0 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>4 1 0 円</u> 1 0 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>4 6 0 円</u> 1 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>5 1 0 円</u> 1 4 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>5 6 0 円</u> 1 6 ｷﾛﾒｰﾄﾙを越え、 1 8 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで <u>6 2 0 円</u>	
	小児及び幼児 の計算方	小児片道普通運賃は、大人片道運賃を折半し、1 0 円未満の端数を切り上げて1 0 円単位とした額（以下この計算方法を「端数計算」という。）	現行通り	
定 期 旅 客 運 賃	制度	対キロ区間制	現行通り	
	営業キロの 計算	1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満の端数は、これを 1 ｷﾛﾒｰﾄﾙに切り上げる。	現行通り	
	小児及び幼児 の計算方	大人片道運賃を折半し、端数計算した額とする。	現行通り	
	通 勤	1 ヶ月	発着区間の大人普通旅客運賃を 6 0 倍し、これを 3 割引きして、端数計算した額とする。	現行通り
		3 ヶ月	1 ヶ月定期旅客運賃を 3 倍し、これを 5 分引して、端数計算した額とする。	現行通り
6 ヶ月		1 ヶ月定期旅客運賃を 6 倍し、これを 1 割引して、端数計算した額とする。	現行通り	

	通学 (大学・高校)	1ヶ月	発着区間の大人普通旅客運賃を60倍し、これを5割5分引きして、端数計算した額とする。	現行通り
		3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して、端数計算した額とする。	現行通り
		6ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引して、端数計算した額とする。	現行通り
	通学 (中学)	1ヶ月	発着区間の大人普通旅客運賃を60倍し、これを6割引して、端数計算した額とする。	現行通り
		3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して、端数計算した額とする。	現行通り
		6ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引して、端数計算した額とする。	現行通り
回数乗車券	運賃計算方	1 大人回数旅客運賃 11券片とし、発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。 2 小児回数旅客運賃 11券片とし、発着区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。		現行通り
団体乗車券	運賃計算方 (大人の場合)	大人団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たりの大人普通運賃から割引額を差し引いて10円未満のは数を10円単位に切り上げた額に、団体旅客運賃収受人員を乗じた額とする。 (普通旅客運賃割引率) * 学生団体 (中学生・高校生・大学生・その他の学校・教職員・付添人) 15人以上 10% 50人以上 20% * 普通団体 15人以上 10% 50人以上 20%		現行通り
	運賃計算方 (小児の場合)	小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人の当たりの小児普通運賃から割引額を差し引いて10円未満のは数を10円単位に切り上げた額に、団体旅客運賃収受人員を乗じた額とする。		現行通り

	運賃計算方 (大人・小児 混乗の場合)	大人・小児が混乗で15名以上の場合の 団体旅客運賃は、大人・小児格別に、前 各号によって計算した額を合算したもの とする。	現行通り
	無賃扱の人員	団体を構成する人員が50名まで1人、 51人以上は50人までを増すごとに1 人を加える。	現行通り
貸切旅客運賃	運賃計算方	なし	(1) 貸切旅客運賃は、次の各号に掲げる最 低運賃を収受する。 ア. 特別車両 1車両当たり79,200円 イ. 特別車両以外の座席車 1車両当たり71,300円 (2) 列車貸切の場合は、(1)に定める旅客 運賃と組成両数を乗じる。 (3) 実際の乗車人員に対して通常の旅客 運賃及び料金を計算した合計額が、 (1)に定める最低額を上回る場合は、 通常計算額を収受する。
特殊割引旅客運賃	運賃計算方	普通運賃・定期旅客運賃から次の割引運 賃より計算した額をは数計算した額とす る。 * 割引率 被救護者及び付添人割引 50% 身体障害者割引 (単独又は介護者付き及び介護人) 50% 精神薄弱者割引 (単独又は介護者付き及び介護人) 50%	現行通り

運輸に附帯する役務の料金変更要領書（参考添付）

現 行			変 更		
1	普通乗車券		1	普通乗車券	
	旅行開始前の乗車券の払戻し	2 2 0 円		旅行開始前の乗車券の払戻し	2 2 0 円
2	定期乗車券		2	定期乗車券	
	(1) 種類変更	2 2 0 円		(1) 種類変更	2 2 0 円
	(2) 区間変更	2 2 0 円		(2) 区間変更	2 2 0 円
	(3) 使用開始前の払戻し	2 2 0 円		(3) 使用開始前の払戻し	2 2 0 円
	(4) 使用開始後の払戻し	2 2 0 円		(4) 使用開始後の払戻し	2 2 0 円
3	回数乗車券		3	回数乗車券	
	使用開始前の払戻し	2 2 0 円		使用開始前の払戻し	2 2 0 円
4	団体乗車券		4	団体乗車券	
	使用開始前の払戻し	2 2 0 円		使用開始前の払戻し	2 2 0 円
	人員減少による払い戻し	2 2 0 円		人員減少による払い戻し	2 2 0 円
	紛失再発行	2 2 0 円		紛失再発行	2 2 0 円
5	特殊割引乗車券		5	特殊割引乗車券	
	旅行開始前の払戻し	2 2 0 円		旅行開始前の払戻し	2 2 0 円
6	手回り品	2 1 0 円	6	手回り品	2 1 0 円
7	整理料		7	整理料	
	トロッコ整理料金	1, 0 1 0 円		トロッコ整理料金	1, 0 1 0 円

2. 実測換算中心キロ程表

駅 名	キロ程 (立野駅起点)	摘 要 (所在地)
たての 立野	0. 0	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野古村 1 5 7 2 - 1 3
ちょうよう 長 陽	4. 7	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 3 4 4 0 - 4
か せ 加勢	5. 7	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1 8 3 7 - 2
あ そしもだじょう 阿蘇下田 城	7. 2	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 3 9 2 - 7
みなみあそみず う ま れ る さと 南阿蘇水の生まれる里 はくすいこうげん 白水高原	9. 1	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松 1 2 2 0 - 1
なかまつ 中松	1 0. 5	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関 7 8 6 - 1
あ そしらかわ 阿蘇白川	1 3. 5	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川 3 1 8 - 7
みなみあそしらかわすいげん 南阿蘇白川水源	1 4. 3	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川 2 2 4 - 3
みはらしだい 見晴 台	1 6. 1	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併 2 2 3 2 - 5
たかもり 高森	1 7. 7	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1 5 2 6 - 3

(注) 駅名にはふりがなを付すこと。

3. 営業キロ程表

[単位:キロ]

○高森	1.6	3.4	4.2	7.2	8.6	10.5	12.0	13.0	17.7
	見晴台	1.8	2.6	5.6	7.0	8.9	10.4	11.4	16.1
		白川水源	0.8	3.8	5.2	7.1	8.6	9.6	14.3
			阿蘇白川	3.0	4.4	6.3	7.8	8.8	13.5
				中松	1.4	3.3	4.8	5.8	10.5
					白水高原	1.9	3.4	4.4	9.1
						阿蘇下田城	1.5	2.5	7.2
							加勢	1.0	5.7
								長陽	4.7
									立野

※ 白川水源・・・南阿蘇白川水源駅

※ 白水高原・・・南阿蘇水の生まれる里白水高原駅

凡 例

○印	有人駅
△印	委託駅
無印	無人駅

4. 申請運賃一覧表（普通・通勤定期・通学定期）

（1）キロ別普通旅客運賃表

営業キロ程	申請運賃	摘 要	
1～2 ㌾	2 0 0 円	旅客運賃の計算方法 普通旅客運賃	
2～4	2 4 0 円		
4～6	2 9 0 円	(1) 大人旅客運賃	
6～8	3 5 0 円	以下に記した額を最高額として別途定める額とする。	
8～1 0	4 1 0 円	2キロメートルまで	2 0 0 円
		2キロメートルを越え	
1 0～1 2	4 6 0 円	4キロメートルまで	2 4 0 円
		4キロメートルを越え	
1 2～1 4	5 1 0 円	6キロメートルまで	2 9 0 円
		6キロメートルを越え	
1 4～1 6	5 6 0 円	8キロメートルまで	3 5 0 円
		8キロメートルを越え	
1 6～1 8	6 2 0 円	10キロメートルまで	4 1 0 円
		10キロメートルを越え	
		12キロメートルまで	4 6 0 円
		12キロメートルを越え	
		14キロメートルまで	5 1 0 円
		14キロメートルを越え	
		16キロメートルまで	5 6 0 円
		16キロメートルを越え	
		18キロメートルまで	6 2 0 円
		(2) 小児旅客運賃	
		大人片道普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。	

(2) キロ別定期旅客運賃表

(通勤定期)

営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月
キロ 1～2	円 8,400	円 23,940	円 45,360	キロ	円	円	円
2～4	10,080	28,730	54,430				
4～6	12,180	34,710	65,770				
6～8	14,700	41,900	79,380				
8～10	17,220	49,080	92,990				
10～12	19,320	55,060	104,330				
12～14	21,420	61,050	115,670				
14～16	23,520	67,030	127,010				
16～18	26,040	74,210	140,620				
摘 要	運賃計算方法						
	通勤定期旅客運賃 (1) 1 ヶ月定期旅客運賃 次の計算方により算出した額を最高額として、別に定める額とする。 発着区間の大人片道普通旅客運賃を 60 倍し、3 割引して、端数計算した額とする。 (2) 3 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 3 倍し、これを 5 分引して、端数計算した額とする。 (3) 6 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 6 倍し、これを 1 割引して、端数計算した額とする。 (4) 小児定期旅客運賃 大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。						

(通学定期 (高校・大学))

営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月
キロ 1 ～ 2	円 5,400	円 15,390	円 29,160	キロ	円	円	円
2 ～ 4	6,480	18,470	34,990				
4 ～ 6	7,830	22,320	42,280				
6 ～ 8	9,450	26,930	51,030				
8 ～ 10	11,070	31,550	59,780				
10 ～ 12	12,420	35,400	67,070				
12 ～ 14	13,770	39,240	74,360				
14 ～ 16	15,120	43,090	81,650				
16 ～ 18	16,740	47,710	90,400				
摘 要	運賃計算方法						
	通学定期旅客運賃 (1) 1 ヶ月定期旅客運賃 次の計算方により算出した額を最高額として、別に定める額とする。 発着区間の大人片道普通旅客運賃を 6 0 倍し、5 割 5 分引して、端数計算した額とする。 (2) 3 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 3 倍し、これを 5 分引して、端数計算した額とする。 (3) 6 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 6 倍し、これを 1 割引して、端数計算した額とする。						

(通学定期 (中学))

営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	営 業 キロ程	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月
キロ 1 ～ 2	円 4,800	円 13,680	円 25,920	キロ	円	円	円
2 ～ 4	5,760	16,420	31,100				
4 ～ 6	6,960	19,840	37,580				
6 ～ 8	8,400	23,940	45,360				
8 ～ 10	9,840	28,040	53,140				
10 ～ 12	11,040	31,460	59,620				
12 ～ 14	12,240	34,880	66,100				
14 ～ 16	13,440	38,300	72,580				
16 ～ 18	14,880	42,410	80,350				
摘 要	運賃計算方法						
	通学定期旅客運賃 (1) 1 ヶ月定期旅客運賃 次の計算方により算出した額を最高額として、別に定める額とする。 発着区間の大人片道普通旅客運賃を 6 0 倍し、6 割引して、端数計算した額とする。 (2) 3 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 3 倍し、これを 5 分引して、端数計算した額とする。 (3) 6 ヶ月定期旅客運賃 1 ヶ月定期旅客運賃を 6 倍し、これを 1 割引して、端数計算した額とする。						

5. 現行・申請運賃一覧表（普通・通勤定期・通学定期）

（1）普通旅客運賃値上率表

営業 キロ程	現行運賃	申 請		営業 キロ程	現行運賃	申 請	
		運 賃	値上率			運 賃	値上率
キロ 1～2	円 180	円 200	% 11.1	キロ	円	円	%
2～4	210	240	14.3				
4～6	240	290	20.8				
6～8	290	350	20.7				
8～10	350	410	17.1				
10～12	390	460	17.9				
12～14	430	510	18.6				
14～16	460	560	21.7				
16～18	490	620	26.5	平均値上率 18.8 % 最 高 26.5 % 最 低 11.1 % （注）平均値上率は、実績年度収入ウェイトにより算出。			
現 行				申 請			
運賃計算方法（現行）				運賃計算方法（申請）			

(2) キロ別定期旅客運賃値上率表

営 業 キロ程	通 勤 定 期 旅 客 運 賃								
	1 ヶ月			3 ヶ月			6 ヶ月		
	現 行	申 請		現 行	申 請		現 行	申 請	
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1～2	7,480	8,400	12.3	21,320	23,940	12.3	40,390	45,360	12.3
2～4	8,800	10,080	14.5	25,080	28,730	14.6	47,520	54,430	14.5
4～6	10,120	12,180	20.4	28,850	34,710	20.3	54,650	65,770	20.3
6～8	12,320	14,700	19.3	35,120	41,900	19.3	66,530	79,380	19.3
8～10	14,520	17,220	18.6	41,390	49,080	18.6	78,420	92,990	18.6
10～12	16,280	19,320	18.7	46,400	55,060	18.7	87,920	104,330	18.7
12～14	18,040	21,420	18.7	51,410	61,050	18.8	97,420	115,670	18.7
14～16	19,360	23,520	21.5	55,170	67,030	21.5	104,550	127,010	21.5
16～18	20,680	26,040	25.9	58,940	74,210	25.9	111,680	140,620	25.9
平 均 値上率	平 均 最 高 最 低	18.9% 25.9% 12.3%		平 均 最 高 最 低	18.9% 25.9% 12.3%		平 均 最 高 最 低	18.9% 25.9% 12.3%	

営 業 キロ程	通 学 定 期 旅 客 運 賃 （ 高 校 ・ 大 学 ）								
	1 ヶ月			3 ヶ月			6 ヶ月		
	現 行	申 請		現 行	申 請		現 行	申 請	
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1～2	4,810	5,400	12.3	12,990	15,390	18.5	24,530	29,160	18.9
2～4	5,650	6,480	14.7	15,280	18,470	20.9	28,850	34,990	21.3
4～6	6,510	7,830	20.3	17,570	22,320	27.0	33,190	42,280	27.4
6～8	7,920	9,450	19.3	21,390	26,930	25.9	40,390	51,030	26.3
8～10	9,330	11,070	18.6	25,210	31,550	25.1	47,620	59,780	25.5
10～12	10,470	12,420	18.6	28,260	35,400	25.3	53,380	67,070	25.6
12～14	11,600	13,770	18.7	31,310	39,240	25.3	59,150	74,360	25.7
14～16	12,450	15,120	21.4	33,610	43,090	28.2	63,470	81,650	28.6
16～18	13,290	16,740	26.0	35,900	47,710	32.9	67,800	90,400	33.3
平 均 値上率	平 均 最 高 最 低	18.9% 26.0% 12.3%		平 均 最 高 最 低	25.5% 32.9% 18.5%		平 均 最 高 最 低	25.9% 33.3% 18.9%	

営 業 キロ程	通 学 定 期 旅 客 運 賃 （ 中 学 ）								
	1 ヶ月			3 ヶ月			6 ヶ月		
	現 行	申 請		現 行	申 請		現 行	申 請	
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1～2	4,280	4,800	12.1	11,540	13,680	18.5	21,800	25,920	18.9
2～4	5,030	5,760	14.5	13,580	16,420	20.9	25,650	31,100	21.2
4～6	5,790	6,960	20.2	15,620	19,840	27.0	29,500	37,580	27.4
6～8	7,040	8,400	19.3	19,020	23,940	25.9	35,910	45,360	26.3
8～10	8,300	9,840	18.6	22,410	28,040	25.1	42,320	53,140	25.6
10～12	9,300	11,040	18.7	25,130	31,460	25.2	47,380	59,620	25.8
12～14	10,310	12,240	18.7	27,840	34,880	25.3	52,580	66,100	25.7
14～16	11,060	13,440	21.5	29,870	38,300	28.2	56,430	72,580	28.6
16～18	11,810	14,880	26.0	31,910	42,410	32.9	60,270	80,350	33.3
平 均 値上率	平 均	18.9%		平 均	25.5%		平 均	25.9%	
	最 高	26.0%		最 高	32.9%		最 高	33.3%	
	最 低	12.1%		最 低	18.5%		最 低	18.9%	

（注） 1 運賃設定の場合は作成しない。（以下の資料番号は繰り上げる。）

2 平均値上げ率は、実績年度の収入ウェイトによって算出

6. 駅間旅客運賃表（普通・通勤定期・通学定期）

（1）普通運賃

[単位：キロ・円]

高森	1.6	3.4	4.2	7.2	8.6	10.5	12.0	13.0	17.7
	200	240	290	350	410	460	460	510	620
	180	210	240	290	350	390	390	430	490
見晴台	1.8	2.6	5.6	7.0	8.9	10.4	11.4	16.1	
	200	240	290	350	410	460	460	620	
	180	210	240	290	350	390	390	490	
白川水源	0.8	3.8	5.2	7.1	8.6	9.6	14.3		
	200	240	290	350	410	410	560		
	180	210	240	290	350	350	460		
阿蘇白川	3.0	4.4	6.3	7.8	8.8	13.5			
	240	290	350	350	410	510			
	210	240	290	290	350	430			
中松	1.4	3.3	4.8	5.8	10.5				
	200	240	290	290	460				
	180	210	240	240	390				
白水高原	1.9	3.4	4.4	9.1					
	200	240	290	410					
	180	210	240	350					
阿蘇下田城	1.5	2.5	7.2						
	200	240	350						
	180	210	290						
加勢	1.0	5.7							
	200	290							
	180	240							
長陽	4.7								
	290								
	240								
									立野

※ 白川水源・・・南阿蘇白川水源駅

※ 白水高原・・・南阿蘇水の生まれる里白水高原駅

凡例

上段	キロ程
中段	申請
下段	現行

(2) 定期旅客運賃（通勤定期）

[単位：円]

高森	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
見晴台	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
白川水源	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
阿蘇白川	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	21,420	26,040	31,260	37,740
	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	61,050	67,030	74,210	82,590
	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	115,670	127,010	140,620	154,230
中松	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
白水高原	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
阿蘇下田城	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
加勢	8,400	10,080	12,180	14,700	17,220	19,320	19,320	21,420	26,040
	23,940	28,730	34,710	41,900	49,080	55,060	55,060	61,050	74,210
	45,360	54,430	65,770	79,380	92,990	104,330	104,330	115,670	140,620
長陽	12,180	14,700	17,220	19,320	21,420	23,520	25,620	27,720	30,840
	34,710	41,900	49,080	55,060	61,050	67,030	74,210	82,590	92,990
	65,770	79,380	92,990	104,330	115,670	127,010	140,620	154,230	171,840
立野									171,840

※ 白川水源・・・南阿蘇白川水源駅

※ 白水高原・・・南阿蘇水の生まれる里白水高原駅

凡例

上段	1 ヶ月
中段	3 ヶ月
下段	6 ヶ月

(3) 定期旅客運賃（通学定期（高校・大学））

[単位：円]

高森	5,400	6,480	7,830	9,450	11,070	12,420	12,420	13,770	16,740
	15,390	18,470	22,320	26,930	31,550	35,400	35,400	39,240	47,710
	29,160	34,990	42,280	51,030	59,780	67,070	67,070	74,360	90,400
見晴台	5,400	6,480	7,830	9,450	11,070	12,420	12,420	13,770	16,740
	15,390	18,470	22,320	26,930	31,550	35,400	35,400	39,240	47,710
	29,160	34,990	42,280	51,030	59,780	67,070	67,070	74,360	90,400
白川水源	5,400	6,480	7,830	9,450	11,070	11,070	11,070	12,420	15,120
	15,390	18,470	22,320	26,930	31,550	31,550	31,550	35,400	43,090
	29,160	34,990	42,280	51,030	59,780	59,780	59,780	67,070	81,650
阿蘇白川	6,480	7,830	9,450	9,450	11,070	11,070	11,070	12,420	13,770
	18,470	22,320	26,930	26,930	31,550	31,550	31,550	35,400	39,240
	34,990	42,280	51,030	51,030	59,780	59,780	59,780	67,070	74,360
中松	5,400	6,480	7,830	7,830	11,070	11,070	11,070	12,420	13,770
	15,390	18,470	22,320	22,320	31,550	31,550	31,550	35,400	39,240
	29,160	34,990	42,280	42,280	51,030	51,030	51,030	59,780	67,070
白水高原	5,400	6,480	7,830	7,830	11,070	11,070	11,070	12,420	13,770
	15,390	18,470	22,320	22,320	31,550	31,550	31,550	35,400	39,240
	29,160	34,990	42,280	42,280	51,030	51,030	51,030	59,780	67,070
阿蘇下田城	5,400	6,480	7,830	7,830	11,070	11,070	11,070	12,420	13,770
	15,390	18,470	22,320	22,320	31,550	31,550	31,550	35,400	39,240
	29,160	34,990	42,280	42,280	51,030	51,030	51,030	59,780	67,070
加勢	5,400	6,480	7,830	7,830	11,070	11,070	11,070	12,420	13,770
	15,390	18,470	22,320	22,320	31,550	31,550	31,550	35,400	39,240
	29,160	34,990	42,280	42,280	51,030	51,030	51,030	59,780	67,070
長陽	7,830	9,450	11,070	11,070	12,420	12,420	12,420	13,770	16,740
	22,320	26,930	31,550	31,550	35,400	35,400	35,400	39,240	47,710
	42,280	51,030	59,780	59,780	67,070	67,070	67,070	74,360	90,400
立野									

※ 白川水源・・・南阿蘇白川水源駅

※ 白水高原・・・南阿蘇水の生まれる里白水高原駅

凡例

上段	1 ヶ月
中段	3 ヶ月
下段	6 ヶ月

(4) 定期旅客運賃(通学定期(中学))

[単位:円]

高森	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
見晴台	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
白川水源	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
阿蘇白川	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880	17,920
	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410	50,940
	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350	96,790
中松	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
白水高原	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
阿蘇下田城	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
加勢	4,800	5,760	6,960	8,400	9,840	11,040	11,040	12,240	14,880
	13,680	16,420	19,840	23,940	28,040	31,460	31,460	34,880	42,410
	25,920	31,100	37,580	45,360	53,140	59,620	59,620	66,100	80,350
長陽	6,960	8,400	9,840	11,040	12,240	13,680	14,880	16,420	19,840
	19,840	23,940	28,040	31,460	34,880	37,580	42,410	48,360	57,890
	37,580	45,360	53,140	59,620	66,100	72,580	80,350	88,130	100,910
立野									118,790

※ 白川水源・・・南阿蘇白川水源駅

※ 白水高原・・・南阿蘇水の生まれる里白水高原駅

凡例

上段	1ヶ月
中段	3ヶ月
下段	6ヶ月

7. 旅客運賃の計算方法及び適用方法（参考事例）

南阿蘇鉄道株式会社

第1 運賃の計算方法

1. 旅客運賃に関する通則

(1) 適用する運賃

以下に定める額を最高額として、別途定める額とする。

(2) 運賃制度（対キロ区間制）

初乗り区間を2キロメートルまでとし、以降2キロメートルまでを増すごとの対キロ区間制とする。

(3) キロ程の端数計算

旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。

(4) 運賃計算上使用するキロ程

旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、南阿蘇鉄道(株)の路線（以下「社線」という。）が同一方向に連続する限り、これを通算する。

(5) 運賃の端数計算

旅客運賃を計算する場合の10円未満の端数は、これを10円に切り上げる（以下、この計算方法を「端数計算」という。）。

2. 普通旅客運賃

(1) 大人片道旅客運賃

2キロメートルまで	200円
2キロメートルを越え、4キロメートルまで	240円
4キロメートルを越え、6キロメートルまで	290円
6キロメートルを越え、8キロメートルまで	350円
8キロメートルを越え、10キロメートルまで	410円
10キロメートルを越え、12キロメートルまで	460円
12キロメートルを越え、14キロメートルまで	510円
14キロメートルを越え、16キロメートルまで	560円
16キロメートルを越え、18キロメートルまで	620円

(2) 小児、幼児および乳児の運賃計算方

ア. 小児の普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、これを端数計算した額とする。

イ. 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無償とする。また、乳児の旅客運賃は全て無賃とする。

(3) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

3. 定期旅客運賃

(1) 1ヶ月定期旅客運賃

ア. 通勤定期旅客運賃

発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、3割引して、端数計算した額とする。

イ. 通学旅客運賃（高校・大学）

発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、5割5分引して、端数計算した額とする。

ウ. 通学旅客運賃（中学）

発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、6割引して、端数計算した額とする。

(2) 3ヶ月定期旅客運賃

1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して、端数計算した額とする。

(3) 6ヶ月定期旅客運賃

1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引して、端数計算した額とする。

(4) 小児定期旅客運賃

大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

4. 回数旅客運賃

(1) 普通回数旅客運賃

無記名式11券片とする。

ア. 大人回数旅客運賃の計算方

発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

イ. 小児回数旅客運賃の計算方

発着区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

5. 団体旅客運賃

(1) 運賃の計算方

ア. 大人の場合

全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から(3)による割引率による割引額を差し引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

イ. 小児の場合

全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から(3)による割引率による割引額を差し引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ウ. 大人、小児混乗の場合

大人、小児各別に前各号の規定によって算出したものとする。

(2) 無賃扱人員

団体種別	団体構成人員	無賃扱人員
学生団体	15人以上50人まで	うち 1人
	51人以上50人増す毎に	うち 1人

訪日観光団体	15人以上50人まで	うち 1人
	51人以上50人増す毎に	うち 1人
普通団体	15人以上50人まで	うち 1人
	51人以上50人増す毎に	うち 1人

(3) 運賃割引率

団体旅客運賃を発売する場合は、次によって、普通旅客運賃の割引を行う。

ア. 学生団体

中学生、高校生、大学生、その他の学校、教職員・付添人

15人以上 10%引

50人以上 20%引

イ. 訪日観光団体

15人以上 10%引

50人以上 20%引

ウ. 普通団体

15人以上 10%引

50人以上 20%引

6. 貸切旅客運賃

(1) 貸切旅客運賃の最低額

ア. 特別車両

1車両当たり79,200円

イ. 特別車両以外の座席車

1車両当たり71,300円

(2) 列車貸切の場合は、(1)に定める旅客運賃と組成両数を乗じる。

(3) 実際の乗車人員に対して通常の旅客運賃及び料金を計算した合計額が、(1)に定める最低額を上回る場合は、通常計算額を収受する。

7. 特殊割引旅客運賃

(1) 身体障害者等に係わる特殊割引旅客運賃

無割引の旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて端数計算した額とする。この場合、往復乗車する場合は、区間ごとに割引率を差し引いて、端数計算した額を合算する。

ア. 被救護者と付添人 5割引 普通、定期乗車券に限る。

ただし、小児定期乗車券の割引はしない。

イ. 身体障害者と介護者 5割引 普通、定期乗車券に限る。

ただし、小児定期乗車券の割引はしない。

ウ. 知的障害者と介護者 5割引 普通、定期乗車券に限る。

ただし、小児定期乗車券の割引はしない。

第2 適用方法（適用条件）

1. 乗車券の販売

乗車券は駅で販売する。ただし、駅で販売する回数乗車券、団体乗車券、定期乗車券については、南阿蘇鉄道(株)（以下「社」という。）が指定した駅とする。この場合、定期乗車券を所持する旅客から継続購入のため、居住地又は通勤・通学先のもより駅に購入申し出があったときで、申し出駅が定期乗車券の発売をしない駅であり、かつ、購入区間内に発売駅がない場合に限り、社の指定した発売駅相互間について区間外乗車を認める。

2. 普通旅客（普通乗車券）

(1) 旅客の年齢

ア. 大人、小児、幼児および乳児の別

- (ア) 大人 12才以上の者
- (イ) 小児 6才以上12才未満の者
- (ウ) 幼児 1才以上 6才未満の者
- (エ) 乳児 1才未満の者

イ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- (ア) 幼児だけで旅行するとき。
- (イ) 団体旅客として乗車するとき。
- (ウ) 団体乗車券以外の乗車券を所持する6才以上の旅客に同伴されて、2人を越えて旅行するとき、ただし、2人を越えた者だけ小児とみなす。
- (エ) 幼児が指定を行う座席を使用して旅行するとき。

(2) 有効期間

ア. 普通乗車券 1日

イ. 有効期間の起算日と初日の時間

有効期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算し、かつ有効開始日を特に指定して発売したものを除き、乗車券を発行した当日から起算する。

(3) 途中下車

途中下車は認めない。

その券面に記載された発着区間内の任意の駅で下車して出場したときは、使用乗車券は前途無効とする。

3. 定期旅客（定期乗車券）

(1) 旅客の年齢

ア. 大人、小児、幼児および乳児の別

- (ア) 大人 12才以上の者
- (イ) 小児 6才以上12才未満の者

イ. 大人を小児とみなして取り扱う場合

有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。

- (イ) 6才以上の旅客に同伴されて2人を越えて旅行するとき。ただし、2人を越えた者だけ小児とみなす。

常時、社線の区間を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売駅に提出したときに発売する。

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の規定により設立された私立学校(設立認可後1年以上経過し、修業期間が連続して12ヶ月以上であり、かつ、1カ年の授業時間700時間以上のもの)であって、社の指定したもの

(ウ) 事業所又は指定学校において一括購入する場合 14 日前から

- (5) 乗車権限
特に制限しない。

- (6) 乗車回数
特に制限しない。

4. 回数旅客（回数乗車券）

(1) 旅客の年令

ア. 大人、小児、幼児および乳児の別

(ア)大人 12才以上の者

(イ)小児 6才以上12才未満の者

イ. 大人を小児とみなして取り扱う場合

有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。

(2) 発売条件

ア. 普通回数乗車券

旅客が社線内の同一区間をしばしば乗車する場合に発売する。

(3) 有効期間

期限なし。

(4) 途中下車

途中下車は認めない。

その券面に記載された発着区間内の任意の駅で下車して出場したときは、使用乗車券は前途無効とする。

5. 団体旅客（団体乗車券）

(1) 旅客の年令

ア. 大人、小児、幼児および乳児の別

(ア)大人 12才以上の者

(イ)小児 6才以上12才未満の者

(ウ)幼児 1才以上 6才未満の者

イ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

団体旅客として乗車するとき及び団体旅客に同伴されるとき

ウ. 大人を小児とみなして取り扱う場合

有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。

(2) 適用条件

発着駅を同じくし、かつ、次の各号の一に該当する団体の旅客で、社が運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

ア. 学生団体

(ア) 次の 1 に該当する学校等の学生等が 25 人以上と、その付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護師を含む。以下、同じ。）または、これに同行する旅行会社の児童等への付添い人によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明した生徒または児童の場合は、その人員が 15 人未満のときであってもこの取扱いをする。

- ① 指定学校の学生、生徒、児童または幼児
- ② 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童
- ③ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づき開設した勤労青年学校で都道府県教育委員会が証明した生徒
- ④ （削除）

(イ) (ア)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

- ① 幼稚園の幼児、保育所の児童または小学校第 3 学年以下の児童であるとき。
- ② 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

イ. 普通団体

前号以外の旅客によって構成された 25 人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。

(3) 有効期間及び途中下車

その都度定める。必要に応じて途中下車を認めることがある。

6. 貸切旅客（貸切乗車券）

(1) 発売条件

旅客が次の各号の 1 に該当する単位をもって旅客車を貸切の場合であって、かつ、当社が貸切として運送の引き受けをしたものに対しては貸切乗車券を発売する。

ア. 列車貸切

列車を単位として貸切する場合。

イ. 半車貸切

合造車を客室単位で貸切する場合。ただし、貸切部分以外の車室を多に使用できる場合に限る。

7. 特殊割引旅客（特殊割引乗車券）

(1) 被救護者割引

ア. 被救護者本人

社の認定した施設に救護又は保護される者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出し

たときに適用する。

イ. 被救護者の付添人

被保護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、社においてこれに付添人を必要と認めるときは、被救護者1人につき付添人1人に限って前項に規定を準用する。ただし、付添人に対して発売する定期乗車券は通勤定期券に限る。

(2) 身体障害者割引

ア. 身体障害者

(ア) 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の1に該当する者をいう。

- a 視覚に障害がある者
- b 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- c 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- d 肢体不自由者
- e 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある者

(イ) 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

- a 第1種身体障害者とは、次の各号の1に該当する者及び障害度がこれより重い者をいう。
 - (a) 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者
 - (b) 両眼の視野が10度以内で、かつ、両眼による視野について視能率の損失率が90%以上の者
 - (c) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者
 - (d) 両上肢を中指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
 - (e) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者
 - (f) 心臓、腎臓、呼吸器、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者
 - (h) 膀胱、直腸の機能障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
 - (i) 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号が著しく制限される者
- b 第2種身体障害者とは、前号以外の者をいう。

イ. 身体障害者及びその介護者

第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者が、その介護者と乗車券の種類、乗車区間及び有効期間を同一にて旅行する場合で、かつ、同時に購入する場合に限り、身体障害者手帳を提示したときは、普通、定期、回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。なお、介護者は、身体障害者1人に対して1人とし、係員が介護能力があると認められる者とする。

(3) 知的障害者割引

ア. 知的障害者

(ア) 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的療育手帳の交付を受けている者をいう。

(イ) 前項の知的障害者を、次に掲げる第2種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

a 第1種知的障害者とは、次の各号の1に該当する者及びこれよりも重度の者いう。

(a) 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度者

(b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、個別的指導及び介護を要する程度の者

b 第2種知的障害者とは、前号以外の者をいう。

イ. 知的障害者及び介護者

第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者が、その介護者と乗車券の種類、乗車区間及び有効期間を同一にて旅行する場合で、かつ、同時に購入する場合に限り、所有の知的障害者療育手帳を提示したときは、普通、定期、回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。なお、介護者は、知的障害者1人に対して1人とし、係員が介護能力があると認められる者とする。

(4) 精神障害者割引乗車券

精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者が単独で旅行する場合で、精神障害者福祉手帳を提示することにより普通旅客運賃・回数乗車券・定期乗車券の割引をする。精神障害者保健福祉手帳については介護者の割引をしない。小児定期乗車券については、旅客運賃の割引はしない。

第3 運輸に付帯する役務の料金

1. 再収受した旅客運賃の払いもどし手数料	再収受証明書1枚につき	220円
2. 旅行開始前の旅客運賃払いもどし手数料		
(1) 普通乗車券	1枚につき	220円
(2) 定期乗車券	1枚につき	220円
(3) 回数乗車券	1単位につき	220円
(4) 団体乗車券	1枚につき	220円
3. 使用開始後の旅客運賃払いもどし手数料		
(1) 定期乗車券	1枚につき	220円
(2) 回数乗車券	1単位につき	220円
(3) 団体乗車券	1枚につき	220円
4. 旅行中止による旅客運賃払いもどし手数料		
(1) 普通乗車券	1枚につき	220円
(2) その他乗車券	1枚につき	220円

8. 収入原価総括表
(第3号表)

(その1)
[単位：千円]

科 目		最近1年間 実 績	翌年度推定	平年度3年間合計			
				現行 (a)	申請 (b)	増加額 (c=b-a)	増収率 (c/a×100)
収入	旅客運賃	110,369	111,840	349,539	438,995	89,456	25.6
	(定期外)	91,988	94,912	302,288	380,533	78,245	25.9
	(定 期)	18,381	16,928	47,251	58,462	11,211	23.7
	手小荷物	0	0	0	0		
	貨物運賃	0	0	0	0		
	(小口扱)	0	0	0	0		
	(車 扱)	0	0	0	0		
	運輸雑収	2,146	1,050	4,150	4,150		0.0
	計	112,515	112,890	353,689	443,145	89,456	25.3
	営業外収入	50,801	38,507	128,157	128,157		0.0
	合 計 (A)	163,316	151,397	481,846	571,302	89,456	18.6
原価	人件費	71,473	71,174	259,258	259,258		
	修繕費	6,312	3,300	32,987	32,987		
	経費	44,184	51,584	163,520	163,520		
	諸税	3,214	2,752	8,822	8,822		
	減価償却費	3,292	7,351	11,330	11,330		
	計	128,475	136,161	475,917	475,917		
	支払利息	0	0	0	0		
	雑支出	35,448	23,098	82,895	82,895		
	合 計 (B)	163,923	159,259	558,812	558,812		
差引損益 (A-B)		▲607	▲7,862	▲76,966	12,490		
配当所要額(C)		469	12,651	37,953	37,953		
配当込み原価 (B + C = D)		164,392	171,910	596,765	596,765		
再差引損益 (A-D)		▲1,076	▲20,513	▲114,919	▲25,463		
収支率	A/B×100	99.6	95.1	86.2	102.2		
	A/D×100	99.3	88.1	80.7	95.7		